

令和2年度埼玉県公労使会議取組（実績）

■働き方改革の推進

1 働き方改革推進期間の実施（10月～11月）

- （1）県内一斉ノー残業デー（月2回実施：毎月第1、第3水曜日）
- （2）年次有給休暇の取得促進

※働き方改革推進期間については、当初7月～11月の実施としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期した。

また、年次有給休暇の取得促進について、期間中5日以上を取得を呼び掛けるとともに、オリンピック・パラリンピック開催期間を取得促進強化期間としていたが、推進期間の延期によりいずれも取り止めた。

2 中小企業を中心とした生産性向上の取組に対する支援、長時間労働の是正等に向けた取組の実施

- （1）生産性向上の取組に対する各種支援（助成金制度、人手不足対策、先進事例の紹介等）の実施
- （2）長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現に向けた取組の実施

3 働きやすい環境づくりへの支援

- （1）男性育児休業等取得促進キャンペーンの実施
- （2）職場のハラスメント対策強化月間の実施（12月）

4 埼玉働き方改革推進宣言（仮称）に向けた検討

同一労働同一賃金の法施行に併せた「非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言」の見直し

※9月以降に検討を開始し令和3年度に取りまとめることとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、改めて令和3年度から検討を開始し、令和3年度の本会議での共同宣言を目指すこととした。

（その他）埼玉県公労使会議の構成団体が参画する「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において、テレワークやオンラインによる販路開拓など「新しい生活様式」を取り入れた多様な働き方の推進に取り組んだ。